

議長ノート第2部、附則C「登録簿」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

1. 各締約国は、割当量を正確に計算するためにコンピューター・データベースの形態で国内登録簿を作成及び維持し、当該締約国の割当量の変動を追跡する¹⁾。

2. 各締約国は、当該締約国に代わって当該締約国の国内登録簿を維持し、必要な職務を遂行する（登録簿の「管理者」）（政府または民間の）組織を指定する。

3. 国内登録簿には、本附則の附属書Yに述べる公開可能な最低限の関連データ要素を含めるものとする。

4. 国内登録簿は、取引を即時に行うことができると同時に、割当量の各単位がある一つの締約国の国内登録簿に、そしてあるひとつの口座のみに保有されるような仕組みとされる。コンピューター・データベースの登録簿の形式は、本附則の附属書W²⁾に含まれる指針に従い、国内登録簿の中において割当量単位（AAUs）、排出削減単位（ERUs）、認証された排出の削減量（CERs）の所有に対応するものとする。

5. 第3条3項、4項、7項により、締約国の割当量が本附則の附属書X³⁾に述べる指針に従って締約国の国内登録簿に発行される時に、割当量単位にシリアル番号が付けられる。そのように発行される割当量の各単位は、二酸化炭素換算で1メートルトンによって表され、“AAU”（割当量単位）とされる。

シリアル番号は、AAUが発行された約束期間を明示し、AAUを発行した締約国を明らかにし、またそれぞれのAAUが特有のものであることを確保する。第6条に基づく活動について、附属書Bで数量化された排出の削減または抑制の約束をした附属書 国は、その割当量からERUsを移転することができる。

1) 締約国は第4条に関連する登録簿の問題にどのように対処するか検討しなければならない。

2) 将来作成する。

3) 将来作成する。

6 . 事業の結果としてどの割当量単位をERUsとして移転するかについて受入国から指示があり次第、受入国の国内登録簿の管理者は下記の手順によってERUsを移転するものとする。

- a) 登録簿管理者は、発生国と組み合わせて特有な、「事業識別記号」を付するものとする。
- b) 登録簿の管理者は、本附則の附属書 Y で指定する、関連する事業情報を受入国の国内登録簿に記録する。
- c) 登録簿の管理者は、(ERUsとして譲渡される) 割当量単位のそれぞれに事業識別記号を付し、事業参加者の間で取り決められた配分に関する合意に基づき、当該受入国が提供するERUsを移転するものとする。
- d) ERUの移転は、適切な口座の保有の変化で示される〔一方の口座では割当量単位の借方 (-) 他方ではERUsの貸方 (+) とする〕。

7 . 附属書 B 国が、当該締約国の国内登録簿にあるERUsを国内の法的組織が所有することを認める場合、これらERUsの所有者は国内登録簿の中でそれぞれ別の口座を持つことが求められる。

附属書 Y : 締約国国内登録簿の公開可能な情報

・ 締約国の登録簿における最低限のデータ要素

別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には下記のデータ要素を記載するものとする。

A. 口座に関する情報

各締約国の登録簿には少なくとも、当該締約国のシリアル番号付き割当量を含む口座、及び当該締約国による第3条1項の約束の履行を立証するために償却された割当量を保管する各約束期間における償却口座を含めるものとする。更に、附属書B締約国が国内登録簿の中で法的組織に対して割当量を所有することを認める場合、それぞれの割当量保有者に対して国内登録簿の中に口座を設けて割当量を表さなければならない⁴⁾。

1. 登録簿の各口座の名称：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座名。

2. 各口座の番号：

各口座とその口座が含まれている国内登録簿を明確にするために、特有の番号を付ける。口座番号は世界のすべての国について国際標準化機構（ISO）が定義し維持している2字コード（ISO 3166）を使用する。口座番号は、その口座が含まれる登録簿の国別コードではじまり、そのあとにISOコードと組み合わせれば特有のものとなる数字がつづく（例えば、口座番号US-1009）。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座番号。

3. 各口座の種類：

これは口座の種類（例えば、償却口座）を識別する。償却口座の場合、この口座に含まれる単位が使われる遵守期間についても明記される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：口座の種類、遵守期間。

4. 各口座の代表者：

これは、政府を代表する個人、或いは場合によっては当該口座を保有する法的組織を識別する。代表者の氏名が識別される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者名。

⁴⁾ 単位の所有、移転及び/または取得する権能を法人へ分配するのは、各参加締約国の自由裁量である。但し、京都議定書における約束に対する責任は常に議定書の締約者たる政府にある。

5. 各口座代表者の識別番号：

口座の各代表者とその代表者がどの国内登録簿に口座を所有しているかを明確にするために、特有の番号が付与される。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者識別番号。

6. 口座代表者への問い合わせ先：

これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメール・アドレスが含まれる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：代表者郵送宛先住所、電話、ファックス、Eメール。

B. 割当量情報

これには、シリアル番号付きの単位で表された、各口座に保有されている割当量全てが含まれる。各シリアル番号は特有なもので、その単位が発行された約束期間及び発生国を明確にし（例えば、1-US-765034）該当する場合は事業識別記号も付加する。シリアル番号は最初と最後の番号で表示することにより、ブロックで保有することができる（例えば、1-NZ-000245-000978）。データベース書式でのデータ管理を容易にするには、これらの情報の保存をシリアル番号が付された単位を異なる分野毎に構成させることが役立つ（即ち、約束期間別、発生国別、最初のシリアル番号別、最後のシリアル番号別、事業識別記号別）

7. 割当量の各ブロックに関連する約束期間：

約束期間コードは、シリアル番号の単位またはブロックが発行された約束期間を識別する番号とする（例えば、2008～2012年の第一約束期間は“1”と表示する）。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：関連約束期間。

8. 発生国：

附属書B締約国が発行する単位（第3条7項、3項、4項による、また第6条に基づき後に移転されるものも含む）に対しては、発生国はそれを発行した附属書B締約国となる。発生国コードの長さは2文字とし、ISOが定義し維持している2文字コード（ISO 3166）を使用するものとする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：発生国。

9. 割当量のブロックに対する最初のシリアル番号と最後のシリアル番号：

単一の単位の場合、最初と最後のシリアル番号は同じものとなる。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：最初のシリアル番号と最後のシリアル番号。

10. ERUsが移転される事業の識別コード：

第6条に基づくERUsの各移転に関しては、受入締約国は移転される単位に関連する事業識別記号を設定するものとする。同一の事業からであるが、一定期間の後に移転される単位には、異なる事業識別記号を付すものとする。この事業識別記号コードは発生国と合わせて特有な番号とする。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業識別記号。

C. 取引情報

取引は次の行為を含む：第3条3項、4項、7項に基づく割当量の発行、及び、同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動（J1事業の結果としての移転、及び第3条1項の約束への締約国の遵守を立証するための単位の償却口座への移動を含む）

11. 特有な取引番号：

締約国の登録簿における各取引には特有な取引番号を付ける。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引番号。

12. 取引種類の識別コード：

各取引は種類別に分けられる。例えば、“IA”というコードは当初の割当量の発行を意味し、“IS”は第3条3項、4項による活動に基づく割当量の発行を意味する。“JI”というコードは第6条に基づく最初の取引を意味し、“RT”というコードは償却口座への移転を意味する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の種類。

13. 取引の日付：

各取引の日付を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の日付。

14. 取引に使われる口座：

各取引に関して、譲渡者と被譲渡者の口座番号を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：譲渡者の口座番号と被譲渡者の口座番号。

15. 取引の現状：

各取引に関して、当該取引が保留中か、或いは受入先登録簿/口座が当該取引を受け入れたか拒否したかどうかを示すコードを記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：取引の現状。

D. JI 事業の情報

登録簿には、第6条に従ってERUsが譲渡されるいかなるJI事業についても下記の情報を含めなければならない。

16. 事業名：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業名。

17. 事業立地場所：

これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：事業立地場所。

18. 事業からのERUs移転年：

これは事業受入国が第6条に従って割当量を移転する年のことである。当該事業から各年毎に移転される単位には新しい事業識別記号を付けることに注意。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：譲渡年。

19. 事業に関する報告をダウンロードできるインターネット・アドレス：

第6条に基づく単位の各移転に対して、事業受入国は事業に関する報告をダウンロードできる”Uniform Resource Locator (URL)”を記録する。これは関連するデータベースにおいて次のデータ・フィールドに該当する：レポート・リンク。

. 公開可能性

締約国の国内登録簿は、関心ある者がそこに含まれる秘密扱いでない情報を検索し閲覧できるように公開され入手可能なユーザー・インターフェースを提供する。ここで述べられた最低限の要素を含む登録簿は、関心ある者に対して下記を含む（それだけに限定されない）各種の報告を検索できるようにする。

1. 第3条7項に従って附属書B締約国がAAUsとして発行する当初の割当量のリスト。
2. 現在の口座収支と国内登録簿における口座保有者の保有状況。
3. 国内登録簿の中の使用可能な（即ち、償却していない）AAUsとERUsの数量。
4. 各約束期間における遵守の目的で償却されたAAUsとCERsのリスト。
5. 締約国のAAUs / ERUs保有量の全ての変動リストとその理由。